

名代について

はじめに

近年、古市晃氏は権益名号という些か聞き慣れない語を用いて、大化前代における王名と王宮の存在形態について考察された⁽¹⁾。具体的には、宮名に含まれる地名を王名として持つ王は、その宮に関する権益を有していたとされるのだが、その前提には納得できない点が多い。行論上、これまで定説であった点についても異見を示されるのだが、少なくとも筆者には、なお通説の見直しの必要性は感じられない。駄文を草する次第である。以下、六国史は出典を略す。

一 名前について

古市氏の議論は、天皇を含む王族たちの名前が地名に由来しているという前提のもとに展開される。しかし、少なくとも七世紀以降の王名が、(地名ではなく)乳母などの扶養氏族の姓によるものであることは、古来より言われているところである⁽²⁾。

氏は、「名号として、王族の資養にあたる氏族名を重視する見解がある」とされるが、私見によればそれは見解とかけたレベルのもの

ではなく、史料に明記されていることであるし、また、「七世紀以降、資養氏族にちなむ名があることは事実である」ともされるが、むしろ圧倒的多数である⁽³⁾。以下すでに広く知られている史料・事実の祖述になるが、ご寛容を請う⁽⁴⁾。

日本書紀によれば、天皇家の乳母は、彦火火出見が子の鵜草葺不合のために用いたのが最初であるという(母の豊玉姫が出産時に本性を見られたのを恥じて海神宮に帰ってしまったため)。その真偽はともかくとして、顕宗紀元年条によれば、磐坂市辺押齒皇子にも乳母がいたことが見え、古くからのこととうかがわれる。

下って天平勝宝元年(七四九)七月乙未(三日)条には、

従六位上阿倍朝臣石井・正六位上山田史女嶋・正六位下竹首乙女に、並に従五位下を授く。並に天皇の乳母なり。

とあるが、称徳の諱が筆頭の阿倍朝臣石井の氏に因むことは言うまでもなからう。延暦七年(七八八)二月辛巳(三日)条にも、

従五位下錦部連姉繼従五位上・无位安倍小殿朝臣堺・武生連朔に並に従五位下を授く。並に皇太子の乳母なり。

とあり、平城の諱が安倍小殿朝臣堺に因ることがわかる(延暦二年

(七八三) 四月庚申(十四日) 条「勅して小殿親王の名を改めて、安殿親王とす」⁽⁵⁾。なお、延暦十年(七九一) 正月甲戌(十三日) 条には、大秦公忌寸渟刀自女に姓を賀美能宿祢と賜ふ。賀美能親王の乳母なり。

とあって、本末転倒の様相がうかがわれるが、逆にこの例からも、諱と乳母の氏との間の密接な関係に対する、当時の意識が見える。と同時に、このころはすでに斯様な命名が行われなくなりつつあり、そういった風習はこれより世代を遡った時期に全盛であったろうことも知られよう。

嵯峨・平城の弟の淳和(大伴)をはじめ、彼らの兄弟姉妹である、茨田(延暦廿三年(八〇四) 正月戊寅(二日) 条「茨田親王の名を改めて万多とす」) 親王、高志・酒人・朝原(延暦十三年(七九四) 十二月辛丑(二日) 条「齋内親王の乳母の无位朝原忌寸大刀自に從五位下を授く」) 内親王、伊予・葛原・佐味・賀陽・大野親王、因幡・安濃・賀楽・菅原・大宅・高津内親王、葛井親王、春日内親王、仲野親王、安勅・大井・紀・善原・甘南美・伊都内親王、明日香親王、滋野・池上内親王、坂本・太田親王、駿河・布勢内親王など、いずれの諱も古代豪族のウジ名である。平城の皇子女である高岳・巨勢・上毛野・石上・大原・阿保・叡奴(江沼) もそうである。

但し、伊予国神野郡が新居郡に改められたり、弘仁十四年(八二二) 四月壬子(廿八日) に大伴宿祢を伴宿祢に改める(淳仁の諱に触れるため) などの煩瑣を避けんがため、また嵯峨・淳和兄弟の唐風趣味・合理主義もあってであろう、彼ら兩人の皇子女以降は、斯様な命名はなくなる。

これは一般貴族も同様で、これまでは藤原不比等(史。田辺史大隅に養われた)・宇合(馬養)・安宿(飛鳥部) 媛などの、養育氏族の氏(巨勢マロ・角タリ)・姓(真人・連子・我孫・毘登(人) など) によるものも含めて、和臭のするものであったが、これ以降は漢字二字による、しかもそれが熟語として意味を持っているようなものが目立つようになってくる。大江千里など氏名あわせて故事によるものは(貞観八年(八六六) 十月十五日丙戌条) 稀としても、内外の典籍に見える語句に由来する命名が一般的となる。⁽¹⁰⁾ それとともに兄弟通字が意識されはじめ、十世紀後葉の父子通字へと流れていく。

このようにいけば現代にも通ずるような命名が行われるようになる前は、前述のごとく乳母・養育氏族などに因む名付けが行われていたそれは乳母・養育を自氏以外の別の氏族に任せられる上流階級、なかでも天皇家に顕著なことは言うまでもない。

平城・嵯峨・淳和兄弟の父である桓武の山部、⁽¹¹⁾ その父光仁の白壁(白髪部) いづれもそうである。しかもこれらは延暦四年(七八五) 五月丁酉(三日) 条に、

比者、先帝の御名及び朕の諱、公私に触犯す。猶ほ聞くに忍びず。今より以後、宜しく並びに改め避くべし。是に於いて姓を改め、白髪部を真髪部とし、山部を山とす。

とあるように、桓武朝に避諱の対象となった。先述の大伴(淳和の諱) もこの流れにあるわけだが、次の仁明以降は唐風の命名がなされるようになったから、このような避諱はなくなった。但し、元慶元年(八七七) 二月廿一日甲子条に、

掌侍從五位上春澄朝臣高子、名を治子に改む。中宮の諱に触るる

を以てなり。

翌閏二月七日己卯条に、

正五位下安倍朝臣高子、名を基子に改む。外従五位下葛木宿祢高子、名を賀美子に改む。中宮の諱に触るるを以てなり。

同月十三日乙酉条に、

従五位下源朝臣高子、名を雅子に改む。中宮の諱に触るるを以てなり。

とあつて、藤原基経政権下で中宮藤原高子に対する避諱が行われ、また、宇多の諱が定省であるために、仮寧令定省仮条の「定省仮」の語は「晨昏仮」に改められた（「昏定晨省」（「礼記」曲礼上）の語による）。これら時の政権の政治的意図による特異な二例を除けば、承和以降は行われず、避諱は平安時代初期に特有のものであった。⁽¹²⁾

但し、その濫觴は奈良時代に求められる。すなわち天平宝字二年（七五八）六月丙辰（十六日）条に、「去ぬる天平勝宝九歳五月廿六日の勅書に倂はく、内大臣・太政大臣の名は称するを得ざれてへり」と見え、また、宝亀元年（七七〇）九月壬戌（三日）条に、「去ぬる天平勝宝九歳、首・史の姓を改めて、並に毘登とす」とあり、藤原不比等・武智麻呂・聖武（首）に対する避諱が、唐風好みの仲麻呂によつて行われている。⁽¹³⁾

称徳の阿倍はもちろん、淳仁の大炊も古代豪族のウジ名であろう（大炊刑部という氏が史料には散見する）。聖武の首が伊勢大鹿首のものかどうかは別にしても、やはりカバネに因むものであることは確かである。⁽¹⁴⁾

その前代の元正の氷高は飯高氏によるものであろう。宝亀八年（七

七七）五月戊寅（廿八日）条の典侍従三位飯高宿祢諸高の薨伝によれば、彼女は伊勢国飯高郡人で、「性甚廉謹、志慕貞潔」にして、「葬奈保山天皇の御世」に「直内教坊」、そして遂に「補本郡采女」とある。飯高氏の采女を貢するは、これから始まるという。「歴仕四代」とあるので、「葬奈保山天皇」とは、奈保山西陵の元正のことであろう（東陵は母で先代の元明）。諸高は元正の乳母の一族だった縁で、出仕できたと考えて間違いない。⁽¹⁵⁾

元明の阿閉も氏族名に因むものであることはいうまでもない。文武の軽（我孫姓などの氏族あり）、持統の讚良（娑羅羅馬飼造）、天武の大海人（凡海氏）、⁽¹⁶⁾ 弘文の大夫（村主姓など）、天智の葛城、いずれもそうである。もちろん即位した者のみに限らず、例えば天武皇子女の草壁（日下部）・長（国造）・弓削・新田部・舎人・但馬・穂積・紀・田形・十市・高市・忍壁（刑部・忍（押）坂部）・磯城・泊瀬部・託基など、いずれも古代豪族の氏姓として確認できる。

但し、これらは豪族名であるとも考えられるが、地名である可能性も無くはない。豪族のウジ名は地名に因るものが多いから、ある王の名が、ウジ名によるのか、地名に由来するのかは、そのみでは判断しがたい。⁽¹⁷⁾

しかし豪族のウジ名には、地名に因らないものもある。端的に言えば、伴造系氏族がそうである。その中でもここで注目したいのは、いわゆる部姓のもの、特に名代に基づくものである。右の中では、日下部・忍坂部・泊瀬部などが相当する。言うまでもなく名代とは、王宮に奉仕するべくもうけられた部民で、その宮地を名に負うことを特徴とする。日下部とは、日下の地に居した大日下王（仁徳皇子）のため

にもうけられたもので、忍坂部は忍坂大中媛（允恭皇后）、泊瀬部は泊瀬朝倉宮にいた雄略（大泊瀬幼武）のために置かれたものである。

こういった部姓を負った王は、地名ではなくその部姓氏族のウジ名を負ったと考えざるを得ないだろう。もちろん飛鳥部（安宿）や海部のように郡名となっている部姓もある。しかしそういったものは稀である。ほとんど全てが、豪族のウジ名としては存在するが、地名にはないものである。従って私は、海部王（敏達天皇四年（五七五）是歳条）や安宿王（長屋王の子）も含め、王名は地名ではなく氏族名に因るものと考ええる。地名に因るものが皆無とは言わないが、それは稀であるからこそ大伯皇女のように（斉明天皇七年（六六一）正月甲辰（八日）条）特記されるのである。

名代氏族の名を負った皇子女の存在は、それらの氏族がその皇子女の養育を担当（乳母を出すことも含め）したことを示しているであろう。⁽¹⁸⁾例えば推古（額田部皇女）は額田部氏によって養育されたのである。推古の諱が額田部であるから、額田部は推古のために置かれた名代であるというのは、本末転倒であって、⁽¹⁹⁾すでに存在していた額田部という氏族が推古の養育に充てられたから、推古は額田部と名付けられたのである。額田部は仁德皇子の額田大中彦皇子の名代である。

当たり前のことであるが、○△宮にいた○△皇子のために置かれるのが○△部であり、後世にその○△部が別の某王の養育を担当することになると、その王は○△部王と呼ばれるのである。つまり○△部王とは○△部設置の原因ではなく、むしろ結果である。以前に設置された○△部が養育に関わることによって、○△部王となるのである。○△部設置の原因は○△部王ではなく、○△王である。○△部設置以前

に○△部王が存在することはありえない。⁽²⁰⁾

推古の額田部についても、古市氏は権益名号とされる。もちろんそればかりでなく、彼女の兄弟姉妹の長谷部（崇峻）・穴穂部もそのように解され、さらに天武皇女の長谷部皇女にも説き及ぶ。確かに王名は、いずれも豪族のウジ名であると同時に（部字を取れば）宮名とも解しうるものもある。豪族のウジ名は地名に拠るものも多いから、古市氏がこれら王名を権益名号と解されるのも、そこに故があるのだろうが、しかし例えば間人穴太部王とか、泥部穴穂部皇子（女）・穴穂部間人皇女といった名前はどうなるのであろうか。穴穂（部字を取るのも問題があるが）は宮名としても、間人や泥部は氏族名と解するほかないだろう。同じく彼らの姉妹の舍人（トネ）皇女（当麻皇子妻）も、舍人が地名とは解し難い。

この時期の王名を宮名と解する場合、古市氏が解釈に（私見では）苦勞する事例に、広域地名がある。氏が六世紀のものとして挙げられるのは、馬来田・山背・交野・茨城・葛城・桑田（敏達皇女）・坂田・手嶋の八例だが、他にも尾張（敏達皇子）などがある。これらも氏族名と解すれば、何らややこしい説明をする必要はない。また、前述の間人や泥部の他にも、倉・大宅・多米（田眼）・春米・磯部・日置など、地名とするよりは氏族名とするほうが遙かに説得的なものも数多い。

そもそも額田や泊瀬などの地名に因るのであれば、額田皇女・泊瀬皇子でよいはずである。しかし彼らは額田部・泊瀬部・穴穂部皇子女であって、額田・泊瀬・穴穂皇子女ではない。一字あるかないかであるが、この一字は決して無意味なものではない。彼らが地名ではなく

氏族名を負っている大きな証拠である。額田部や長谷部・穴穂部は、権益名号などというのではなく、これまで言われてきたとおり養育氏族、具体的には乳母の姓を名付けられたものである。⁽²¹⁾

二 名代の初源

草壁皇子の目下部、刑部（忍壁）親王の忍坂部、額田部皇女の額田部などの、名代のもととなった王は、大日下王にしろ忍坂大中媛にしる額田大中彦にしる、その伝わる名は居地名であり、諱は不明である。仁賢即位前紀に、「億計天皇。諱大脚。〈更名大為。自餘諸天皇不言諱字。而至此天皇、独自書者據日本耳〉」とあるように、諱が伝わることはなかなかなかった。それは高貴であればあるほど、実名敬避習俗⁽²²⁾によって、名前が呼ばれることはなかったからである。仁賢の場合は長らく庶民として暮らしていたことから、珍しくも伝わったのである。同紀に「字嶋郎」とあることから、地名を含む呼称は、アザナとすべきであり、諱（この場合オホシ）とは区別せねばならない。⁽²³⁾

すなわち名代とはいうものの、正確には諱の代わりというわけではなく、その王が居した宮地の名が採られる。もちろんその宮で生活するわけであるから、名代はその名を負った王の成育を扶養するの役目の一つではある。

名代は全ての王族に置かれるのではない。甚だ大雑把な言い方ではあるが、重要視された王族に対しておかれる。例えば仁徳の兄弟は、木之荒田郎女（紀伊国那賀郡に荒田神社あり）・額田大中彦皇子・大山守皇子・去来真稚皇子・大原皇女・湧来田皇女（高目郎女）（已上母高城入姫）・阿倍皇女・淡路御原皇女・紀之菟野皇女・滋原皇女・

三野郎女（已上母弟姫）・菟道稚郎子皇子・矢田皇女（已上母宮主宅媛）・菟道稚郎女皇女（母オナベ媛）・稚野毛二派皇子（母息長弟媛真若）・大葉枝皇子・小葉枝皇子・幡日之若郎女（已上母日向泉長媛）・川原田郎女・玉郎女・迦多遲王（已上母迦具漏比売）などが見えるが、このなかで名代が置かれたのは、額田・宇治皇子と矢田皇女だけである。

宇治は先帝応神の皇太子であったし、記紀や風土記の記述からは、仁徳即位以前に短期間在位していた可能性もうかがえる。⁽²⁴⁾ 矢田は磐之媛皇后崩後に皇后に立てられた。額田は仁徳即位前に倭屯田を横領しようとしたが、その根拠として「本より山守の地」であることを根拠としており、同母兄弟の大山守の勢威をかっていた。応神皇子の中で大山守・大鷦鷯・宇治がそれぞれ、山海之政・食国之政・天津日継を応神から命ぜられており、この三人が皇子の中で別格であったことがわかるが、大山守（これも諱ではなく、山海之政を掌ったことによる尊称であることは明らかである）が誅滅されて後は、額田がその位置を占めることになったのであろう。大鷦鷯や大山守とともに「大」字を付され、額田大中彦と称されたことが、それを示している。例えば単なる二男、住吉仲皇子などとは異なるのである。

三皇子の特別視という点では、同様のことは景行の皇子について、古事記が「若帯日子命与倭建命、亦五百木之入日子命、此三王、負太子之名。自其余七十七王者、悉別賜国々之国造亦和氣、及稲置県主也」、日本書紀が「然除日本武尊・稚足彦天皇・五百城入彦皇子外、七十餘子、皆封国郡」として、日本武・稚足彦（成務）・五百城入彦の三人を格別に行っているのにもあらわれており、しかも日本武・五百

城には建(王)部・五百木(または伊福)部が置かれている。五百城入彦は母が美濃の八坂入姫で、その父八坂入彦の母は尾張氏出身であり、五百城入彦自身も尾張氏建稲田の女尾綱媛との間に誉田真若を儲け、誉田真若は尾綱の妹金田屋野姫との間に、大山守や大鷲鷯らの母である、応神后妃の三姉妹を儲けた。⁽²⁵⁾従って五百城の名が近江・美濃国境の伊吹山と同源であるとの説も、一概に否定はできない。⁽²⁶⁾

また、稚足彦(成務)については、和銅七年(七一四)六月己巳(十四日)紀に、「若帶日子姓、為觸國諱、改因居地賜之」とあって、名代の如き氏の存在していたことがわかる。これは例えば阿部朝臣若足(養老四年(七二〇)正月甲子(十一日)紀・十月戊子(九日)紀・五年(七二二)六月辛丑(廿六日)紀など)・車持朝臣若足(東大寺東南院文書五九八、大日本古文書三卷五五頁(以下、三一五五のように記す)、十市郡司解(天平宝字五年十一月廿七日)「五條二坊戸主正八位上」・江沼若足(一三一・一九二)・八多朝臣若足(一一四八一)・大伴部若足(平城京左京三条二坊八坪二条大路濠状遺構(南)出土木簡「富士郡久武郷野上里」天平七年十月)・久米若足(平城宮東方官衙地区出土木簡)といった人名の存在からも傍証され、また、若帶部・若帶子・若帶部首(屋代木簡。長谷里)といった氏も実際に見える。⁽²⁷⁾

但し、名代が(宮)地名に基づくものであることに鑑みれば、建部や若帶部は除外せざるを得ない。すると残るは五百木部である。

ここで名代の初源について考えてみると、最も古いのは宇治部・八田部・葛城部・額田部など、仁徳天皇の世代のものである。そして仁徳自身には雀部という名代の存在が伝承されている。これは仁徳の諱

オオササギに拠るものとされることが多いが、もし諱だとすると、前述の宇治部以下のような宮地名に拠るものとは異なり、史実かどうか怪しくなる。しかしながら雀(王)部は史料に多見し、分布状況も広い。また、巨勢氏の一族が伴造(雀部朝臣)であり、六国史にも継続して見え、以後も下級官人として散見する。さらに、雀部直・雀部連・雀部首も存在するなど、後代の加上によって設置されたとは、いささか考え難い。

となると、ササギは宇治や八田と同様、地名と考えざるを得ない。そこで思い当たるのは、近江国蒲生郡の佐々木(篠筥)である。この地には「佐々木山」(天平感宝元年閏五月二十日「聖武天皇施入勅願文」中村文書)があり、また「淡海之佐々紀山君韓袋」(『古事記』安康天皇段)、「近江狭狭城山君韓袋」(『日本書紀』雄略天皇即位前紀)が見え、ヤマト政権の手が早くから伸びていたことがうかがえる。韓袋や倭袋・置目らが、市辺押磐王の近侍であったろうことからそれは傍証されよう。『万葉集』一九・四二六八・題詞には「内侍佐々木山君」も見える。韓袋が罪によって「充陵戸兼守山」とされたことから、あるいは応神朝の山守部設置のころに直轄性が高まったのかもしれない。

仁徳とこの地の関係を直接示すものはない。但し、沙沙貴神社が大彦・少彦名・仁徳天皇・宇多天皇・敦実親王を祭神とすることは注意される。大彦(とその弟少彦建猪心。少彦名(出雲神話)は訛伝であろう)は佐々木山氏の祖であるし、宇多とその子敦実は宇多源氏佐々木氏の祖であるから、祭神とされるのにふさわしいが、仁徳は佐々木山氏やこの地の豪族たちと系譜関係はない。すなわち系譜関係以外で

彼は、この地に因む事跡を有しているのである。結論的に言えば、彼はこの地に住んでいたのであり、想像をたくましくすれば、佐々木宮は、その宮跡地ではなからうか。⁽²⁸⁾

仁徳の母は前述のごとく、誉田真若の三女の中の一人、次女の仲姫である。誉田真若の父は五百木入彦で、その母は美濃の八坂入媛であった。八坂入媛が美濃にいたのは、父の八坂入彦が美濃に来ていたからである。もちろん彼は一人でやってきたのではない。太田亮氏が詳しく考察されているように、それは尾張氏に奉じられた、尾張氏の移動に伴うものであった。

尾張氏はその実、美濃にいた期間も長く、美濃及び飛驒にも足跡を残している。⁽²⁹⁾ また、当然ながらその途上、近江を経由していることは言うまでもない。

『旧事本紀』尾張氏系図によれば、尾張氏は始祖ニギハヤヒの七世孫あたりまでは、大和葛城との関連が見られるが、次第に大和外へと移っていく様子が看取される。まず六世孫の建マリネは山辺県主・石作連の祖とされ、同じく建テワニは身人部連の祖とされる。山辺は大和の北方であり、石作・身(六) 人部はいずれも南山城である。そして七世孫のオホアマ媛が、崇神との間に八坂入彦を儲ける。

オホアマの兄建諸隅の子倭得玉彦は近江の女性と婚し、⁽³⁰⁾ また伊賀の女性との間にヤマシロ根子・若都保らを儲けた。前者は雀部連、後者は五百木部連の祖である。また、両者の弟の彦ヨソの子の大八椅が初代飛驒国造である。斯様にこの氏族の本家筋は南山城から近江を経て、美濃・飛驒に至ったが、その後は絶えてしまったらしく、子孫は続いていない。

分家である十一世孫ヲトヨが尾張に達し、⁽³¹⁾ 間敷(安閑二年五月甲寅条に「尾張国間敷屯倉」と見える地)の女性との間に建稻種を儲けた。⁽³²⁾ イナダ根は丹羽県君の祖の大荒田の女子の玉姫との間に、シリツキネ・シリツキマワカトベを儲け、妹のシリツキは五百城入彦命の間に品陀真若王を儲け、ホムダは母の妹の金田屋野姫との間に三女王を儲けた。この三人が応神の後妃となったのは先に述べたとおりである。すなわち、長女高城入姫が額田大中彦・大山守、次女の仲姫が大雀(仁徳)の母である。

八坂入媛が美濃にいたことから、その子の五百木入彦も美濃にいたと推測することは許されるだろう。尾張氏との婚姻がその傍証となりえようし、また、田島公氏の優れた実証によって、伊吹山東麓の美濃国池田郡(安八郡より分立)伊福郷が五百木部の故地であり、大化前代から後世に至るまで、朝廷と深いつながりを持っていたことが明らかにされている。⁽³⁴⁾

伊吹山西麓は坂田郡で、すでに近江である。従って母方の一族が伊吹山麓に住する仁徳が、蒲生郡沙々貴(琵琶湖岸近縁)にいたとしてもおかしくはない。⁽³⁵⁾ 大宝二年(七〇二)三月庚寅(廿三日)紀には、「美濃国多伎郡の民七百十六口を、近江国蒲生郡に遷す」とあり、池田郡の南方に位置する多芸郡と蒲生郡の間はそれほどの遠方ではなく、この点伊福郷も異ならない。

さて、問題は応神が伊吹まで后妃を娶りに来るかということであるが、それは宇治稚郎子の出生に関する記事が参考になる。彼の母は紀に和珥臣の祖日触使主の女、宮主宅媛とし、記は丸迹の比布礼能意富美の女、宮主矢河枝比売とし、所伝を同じくする。⁽³⁶⁾ 和邇氏は大和北方

窓 春日を根拠地とし、宮道は更に北、南山城の宇治郡である。⁽³⁷⁾

古事記によれば、ある時、天皇は近淡海国に行幸の途次、宇遲野に立ち寄り、葛野の方を望んで歌をよみ（「千葉の葛野を見れば百千たる家庭も見ゆ国の秀も見ゆ」）、そして木幡村に至ったところで、麗美な嬢子と道衢で出遇った。天皇が「汝は誰の子か」と問うと、「丸迹の比布札能意富美の女、名は宮主矢河枝比売」と答えた。天皇は其の嬢子に「吾、明日、還幸の時に、汝の家に入り坐さん」と。矢河枝比売は委曲を其の父に語った。そこで父が曰うには「是は天皇に坐すなり。恐し。我が子、仕へ奉れ」と云って、其の家を嚴飾し候待していたところ、果たして次の日天皇がやってきた。そして云々、宇治稚郎子が生まれたというわけである。古事記はこの後、日向髪長媛についても詳しく述べる。日本書紀は六年春二月に、「天皇幸近江国。至菟道野上而歌之曰」として歌を記すだけだが、髪長媛については一三年条に詳しく記す。

いずれにせよ三女王との馴初めについては、記紀ともに記さない。しかし宮道宅媛との出会いのそもそものきっかけは、天皇が近江に行幸したことであった。この近江行幸こそ、三女王との納采ではなかったろうか。たとえそうでなくとも、大和北部あるいは山城南部出身の女性所生の皇子が宇治に宮を営んで居したように、西濃出身女性所生のササギ（仁徳）が近江蒲生にいたとしても不思議ではないのである。従って、仁徳の名として伝えられるササキは、鳥の名でもなければ、⁽³⁸⁾ 陵のことでもない。恐らくは即位前にいた宮地であろう。彼が難波に移ったのは、父の応神が難波大隅宮に遷幸したことによるもので、応神在位の後期のことであろう。大王のアザナとして伝わる地名に基づ

く名前と、即位後の宮都が異なることは、これ以後にも少なくない。⁽⁴⁰⁾ なお古市氏はササキについて、⁽⁴¹⁾ 武烈・崇峻の名に見えることから、彼らの即位後の宮があった泊瀬・磐余に関連するものとされ、仁徳についても女鳥・隼の逸話から同地域に宮があったとされたが、前者については武烈・崇峻以外にも泊瀬・磐余に都した天皇は少なくないこと、⁽⁴²⁾ 後者については逸話からは女鳥・隼の居所が知れるだけで、⁽⁴³⁾ 仁徳が難波宮にいたことを否定する材料にはならないことから、⁽⁴⁵⁾ 氏の議論には従えない。

ゆえに宇治部・八田部・葛城部・額田部と同様に、雀部も地名を名に負うものであり名代と考えてよい。これまで名代はこれら仁徳世代のものから崇峻の倉橋部に至るものというのが、ほぼ共通認識でありながら、⁽⁴⁶⁾ 雀部については地名でないと考えられていたこともあって、名代の例から外されることもあったが、名代として問題はない。

仁徳世代の名代のうち、仁徳の後妃のために置かれた葛城部・八田部は、仁徳が置いたものと考えてよからう。次に額田部も、額田皇子が仁徳や宇治皇子と並ぶ特別な地位に至ったのは、前述のごとく大山守皇子の死後であるから、仁徳即位後すなわち仁徳による設置であろう。彼が仁徳即位後も有力な地位にあったことは、氷室の逸話などからもうかがえるところである。

宇治部と雀部については、応神が置いたと考えるべきであろう。記紀に見える三皇子別格の逸話からもそれがわかれるし、雀部を前述のごとく考えるなら、当然それは仁徳が難波に遷る前の、すなわち応神在位中のことでなくてはならない。これ以後、必ず歴代の大王に名代が置かれていることを考えると、誉田部が伝わっていないことが

ら、名代の制度は応神によって始められたと考えられる。記紀において最初の部設置記事が見えるのも関連があるのである。⁽⁴⁷⁾

そうすると五百木部の存在も、設置の理由が理解しやすい。すなわち、仁徳が自己の母系の顕彰のために置いたのではないかと考えられる。従って今のところ地名とは考えられない若帯部と建部は、たとえ名代としても、名代が宮地名を追うことが忘れられた、後代になつてから置かれたものと考えざるを得ない。⁽⁴⁸⁾

前述のごとく、部の設置の画期は応神に遡るものであろう。続く仁徳紀に春米部・鷹甘部設置の記事があり、履中紀には馬飼部・車持部に関する事件、蔵部の設置などが記される。高句麗好太王碑に見えるような半島への出兵と、⁽⁴⁹⁾それに続く倭の五王時代の大陸との活発な通交は、この時期の倭の内政にも大きな転換があつたことを示している。

三 歴代の名代

すでに言われているように、名代は仁徳から推古までの歴代に置かれたものである。しかしながらその個々については未だ定説がない。また、置かれた時期にあまり考慮が払われていないのも問題である。以下、前節までの認識も前提に確定していきたい。

まず仁徳の次の履中である。彼は磐余稚桜に宮した。記紀ともに稚桜部設置の記事があり、実際に氏族としても存在することから、彼の名代は稚桜部としてよからう。同宮はこれより以前に神功が宮しているが、菅田部がないことから、彼女の名代は存在しなかつたと考ええる。

次の反正の名代が、丹比柴籬宮の名を負つた丹比部であることは異論のないところであらう。次の允恭は、雄朝津間の名から、即位前は朝妻にいたのであろうが、即位後の宮は飛鳥宮であつたから、飛鳥部がその名代であらう。

允恭は皇后忍坂大中媛のために刑部を、皇后の妹で皇妃の藤原琴節郎女（いわゆる衣通郎姫）のために藤原部を、また木梨軽皇子のために軽部を置いた。⁽⁵⁰⁾皇后が忍坂にいたであろうことは關鶏國造との逸話からも知れるし、また、隅田八幡宮人物画像鏡銘文から、ヲホト（継体）も忍坂宮にいたことがわかるから、彼の父祖すなわちオホホト（皇后の兄弟）から父の彦主人王まで代々、忍坂宮を領していたのであろう。⁽⁵¹⁾衣通が天皇に召された時、最初は藤原宮にいたことは紀に記されているとおりである（姉の嫉妬から、間もなくして河内（後の和泉）茅渟宮に移つた）。軽が倭の地名であることは言うまでもない。

履中・反正・允恭の異母兄弟の大日下王と、その妹の若日下王にもそれぞれ名代が置かれている。前者のために置かれたのが日下部で、後者のためのものが若日下部であらう。⁽⁵²⁾

さて、問題はそれぞれがいつ置かれたかである。天皇のものは即位してからということもありうる。しかし（即位しなかつた）皇子のものは、先帝の時と考えざるを得ない。例えば允恭皇子の軽は、皇太子に定められると同時に、名代も置かれたのであろう。従つて即位しなかつたにも関わらず、軽部という氏族が後代まで見えるわけである。⁽⁵³⁾

それならば即位した皇子、すなわち天皇のものにも当然、即位以前の皇子時代に置かれたものがある。この点で注意されるのは履中である。履中には即位後の宮に附された稚桜部が存在するが、彼は仁徳

の長子であり皇太子であるから、当然皇子（太子）時代に名代が置かれたはずである。それを証するかのように、記紀ともに彼のために仁徳が壬生部を定めたとする。壬生部という名称は、推古一五年（六〇七）に始用されたものであるから、当然潤飾であるが、名代が置かれたことは確かであろう。但し、それが何という部であったか分からなくなってしまうために、このような書かれ方がなされたのである。

履中は即位以前は、住吉仲皇子の叛乱記事から見ても、難波大江宮にいたと考えられる⁽⁵⁵⁾。大江部というものは管見では無いから、難波部が履中のためにおかれたものであろう。住吉仲皇子に焼かれなければ、難波宮に即位していたであろうが、宮が焼亡してしまったため、名代が宮に奉仕した期間は短く、また、履中が改めて若桜部を置いたので、そのために難波部設置のほうは史に漏れてしまったのであろう⁽⁵⁶⁾。「難波狭屋部邑子代屯倉」（大化二年（六四六）正月是月紀）、「難波屯倉」（安閑天皇元年十月甲子（十五日）紀）などの存在も、難波部が名代であることの傍証となろう。

反正については古事記に、仁徳が葛城部や壬生部とともに嫂部を定めたとある。反正の即位が仁徳期にすでに決まっていたことなのか、それとも叛乱鎮定に功があったため、履中の意図によって皇位継承することになったのか、確かなところは不明であるが、後述のごとくやはり記の述べるところを信じてよいと思う。

次の允恭は、記紀に記される皇位継承の際の経緯からも、皇子時代に名代が置かれたとは考えにくい。特に紀に、「我兄二天皇。愚我而軽之」との記述からは、履中・反正とは差別のあったことがうかがわ

れ、更に反正の崩御に際し、「方今、大鷦鷯天皇の子、雄朝津間稚子宿祢皇子と大草香皇子」との認識が群卿にあったことから、皇后の子であり兄でありながらも、大日下と同列に並べられるに過ぎない存在であったことがわかる⁽⁵⁷⁾。これは履中・反正・大日下には名代が置かれながらも、彼には置かれなかったことを如実に示している。朝妻部という氏族が存在していないこともそれを証している。

従って古事記が、大日下部を仁徳によって置かれたとするのは、壬生部（難波部）・嫂部（そして葛城部や八田部など）設置と同様に、信頼してよいであろう。但し若日下部については首肯できない。古事記雄略段に「初、大后坐日下之時」とあることや、安康（穴穂）による大日下王への聘請のときの記事からも、彼女が兄の大日下と（日下宮に）同居していたことは確実であり、であるならば（大）日下部のみの設置で充分なはずである。ゆえに若日下部が置かれたのは、彼女が雄略皇后になってから、すなわち雄略によって置かれたものとすべきであろう。こう考えれば、日下部が後世広汎に存在するのに対し、大日下部が僅少であることも説明がつく。つまり兄妹の名代が同時に定められたのであれば、大日下部・若日下部と名付けられ全国に展開したのであろうが、最初は兄のものだけであったから、日下部との名名付けられ、これが広まることとなったのである。そして後に（皇后になつたため）妹のためのものを置く際に、兄のものと同別するために、若日下部と名付けられたのである。では大日下部は何かといえ、それは雄略天皇十四年四月甲午朔紀に見える、大草香皇子を讒言した根使主が誅され、天皇がその子孫を二分したうちの一分を、「為大草香部民以封皇后」したというのに当たるのであろう⁽⁵⁸⁾。

さて、允恭の次の安康の名代は穴穂部であること間違いないが、前述のごとく記紀では允恭在位中には置かれていない。これは軽皇子が皇太子として軽部が定められていたからで、安康は軽を廢して皇位についたから、当然に名代の設定は即位後のこととなる。⁽⁵⁹⁾このように当初に皇位継承の子定されていなかった皇子が即位した場合は、先の允恭もそうであったように、名代は即位して以降に定められる。

次の雄略は安康の弟であるから、当然兄同様に父帝の時には名代を置かれていない。また、安康は紀によれば、自己の名代を置く暇もなかったようである。⁽⁶⁰⁾それに加えて雄略には、穴穂と自分の間に同母兄弟が二人おり、さらに即位前紀に「穴穂天皇曾欲以市辺押磐皇子傅国而遥付囑後事」とあるように、皇位継承の子定は客観的には殆ど無かったのであるから、彼の名代泊瀬（長谷）部は古事記が記すよう、即位後に置いたものとしてよからう。⁽⁶¹⁾

次の清寧の白髮部は、古事記が雄略によって置かれたとするのに従ってよいだろう。星川皇子の乱の経緯から考えて、清寧が雄略朝に皇太子に立てられていたことは確実だからである。古事記は清寧段にも設置の記事を載せ、日本書紀も即位後とするが、ともに子無き故とし、信ずるに足りない。名代設置の理由に子の有無は関係ない。⁽⁶²⁾

次の顕宗については、三年紀に「福草部を置く」とあることから、これが彼の名代とされてきた。しかしこれは「御齒者如三枝押齒坐也」（古事記）と言われた、父親の市辺押齒王のものとすべきである。彼は履中の長男であり、父のあと兄弟継承で皇位が横に流れたため、即位しなかったが、前述のごとく安康が後事を託そうとしており、また顕宗が「於市辺宮治天下万国万押磐尊」（即位前紀）と言っている

る如く、安康崩後に短期間ながら雄略に殺されるまでは、治天下していたとの解釈も可能であった。⁽⁶⁴⁾履中によって置かれたとも考えうるが、サイグサが伝えられる如く地名でないとするれば、これはやはり顕彰によるものとすべきである。その意味で日本書紀の顕宗三年というのは、意外に信憑性の高いものではなからうか。

さて、そうすると問題になるのは顕宗自身の名代である。彼の宮居は飛鳥八釣宮であるが、飛鳥部は允恭の名代であり、八釣部というものは伝存していない。ここで先回りして言うておくと、これ以後の名代については、継体を除けば推古までその名称は確定している。逆に名代であることが明らかでありながら、解釈の定まっていない部が一つある。それは久米部である。久米舎人姓の存在などから、名代であることは確実であるが、諱が久米である天皇がいけないことから、用明皇子の来目皇子の名代とする説なども唱えられてきた。しかし天皇以外の皇子女に置かれることは、七世紀にはありえないといつてよからう。ここで想起されるのは、顕宗の更名が来目稚子であることである。兄の仁賢の嶋郎子と同様に、これも地名を負ったアザナであるから、名代に採られる名称として相応しい。従って顕宗の名代は久米部と推論する。⁽⁶⁵⁾

次の仁賢の石上部、武烈の小長谷部は、いずれも宮居の地名（石上広高宮・泊瀬別城宮）を採っており、異説はない。⁽⁶⁶⁾但し後者について、即位後にやはり子無きを以て置いたというのは、後世の知識によるものであろう。なお、顕宗・仁賢が即位する前に、姉（あるいは姨）の飯豊が葛城忍海之高木角刺宮で「臨朝秉政」した、すなわち治天下に等しかったので、彼女の名代として忍海部が置かれた。地名であるこ

とから見ても、後の顕彰ではなく在位時に置かれたものと見てよからう。あるいはすでに顕宗・仁賢兄弟が隠れた播磨国縮見屯倉首として忍海部造細目が見えることから、有力皇位継承予定者として清寧朝には置かれていたのかもしれない⁽⁶⁷⁾。

次の継体は周知のごとく、まず河内の樟葉に、次に山背の弟国に、そして倭の磐余へと遷都した。このうち弟国部と磐余（石村・伊波礼）部が存在する。前者は観音寺遺跡出土木簡と持統八年（六九四）十月庚午（廿日）・元慶三年（八七九）十一月廿五日（ともに飛驒国人）の三例のみ、実例が見える。後者は古事記に履中が定めたとするが、一つの宮（磐余稚桜）に二つの名代（若桜部と磐余部）が置かれたとは考え難く、清寧の磐余甕栗（白髪部）・用明の磐余池辺双槻（後述）も磐余部とは別の名代が存在するから、磐余部は継体の磐余玉穂宮のものと考えられよう。

次の安閑・宣化・欽明・敏達・用明・崇峻・推古については、それぞれ勾部・檜前部・金刺部・他田部・行田部・倉橋部・桜井部であること、すでに言われている通りであろう⁽⁶⁸⁾。

こうして見てくると、記紀の名代・子代についての記述は、名代・子代が子なきために置かれたとか、諱を残すためとかいった、後世の知識による作為や（若日下部や白髪部・小泊瀬部の設置時期⁽⁶⁹⁾）、どの人物の名代かわからない場合、適当に対応させたもの（伊波礼部など）などが若干はあるものの、事実を伝えていると考えられる点も少なくないといえよう。履中の名代が仁徳朝に置かれながら、履中即位後に再び定められていることや、履中・反正（そして大日下）の名代は仁徳によって定められながらも、允恭（及び住吉仲皇子）のものは

定められなかったこと、顕宗三年紀に「福草部を置く」と記すことなど、あるいは逆に雀部・宇治部・額田部や飛鳥部の設置記事を書き加えたことなどは、記紀の正直な姿勢を示している。仁徳による壬生部設置記事を除いて、蝮部の設置記事を反正即位後に置くこともできたであろう。また、雀部・宇治部・額田部が名代であることは⁽⁷¹⁾、記紀編者も認識していたはずであるし、その名称が両書の伝えるところのそれぞれの王名と一致していることも、名の代わりとなつて後世に王名を伝えるという両書の名代観念に適しているにもかかわらず、設置記事を伝えないのは、これら最初期の名代について確かな伝承が伝わっていないかつたこと、正直な表明なのであろう。

おわりに

現在伝わっているところの太古の人名が、地名に因んでいることは筆者も否定はしない。古くは神アタ津姫（コノハナサクヤ）・アヒラ津媛、ウサ津彦（媛）、ミヅクヒ耳・スエ津耳・チヌ祇、サホ彦（媛）・小ザホ、大タダ根子、カニハタ戸畔（王）⁽⁷²⁾、そして特に仁徳系の諸皇子女は殆どが地名を負った名前が伝えられている。しかし継体以降、特に欽明皇子女からは明らかに変化が見られる。耳・厚・菟・荳角など⁽⁷³⁾、以前のような地名に基づいたアザナではなく、明らかに諱というべき名が伝わっている。そして継体皇女の馬來田、宣化皇女の倉稚綾（欽明にも倉皇子あり）をはじめとして、欽明皇子女の石上部・山背・大伴・穴穂部・泊瀬部など、明らかにウジ名を負った名前が現れる。

特に注目すべきは「部」字を含むもので、部民・名代はこれ以前か

ら存在するにも関わらず、このころに至って某部王といった名が見えるようになるのは、前述のごとく真正正銘の諱が伝わるようになったためとも考えられようが、命名法そのものが変化した、すなわち乳母の氏姓を採るようになったという可能性も大いにあり得よう。この命名法はこれ以後も天智・天武諸皇子女に見えるような多数の某部王を経て、光仁・桓武の諱を末期として、平城皇子女が最後となるわけである。

これ以前の地名に因っている名前は皆アザナであって、実名・諱ではない。歴代のうち諱が伝わっているのは、仁賢のオホシくらいであろう。例えば大泊瀬ワカタケルにしても、泊瀬が地名なのは当然として、ワカタケルも彼の特徴ある性格が発現して以降の、他称ないし自称であろう。对中国への名乗りの一部使われていることから、没後の諡ではないが、しかし生後すぐに付けられた諱ではなく、ある程度の時間を経過してからのものと思われる。臣下の記した鉄剣銘・鉄刀銘にワカタケル大王とあることから、これが諱とは考えがたく、対外・国内向けの称号の如きものと考えべきである。この点は反正のミヅハワケも同様である。少なくとも歯が生え揃ってから、あるいは生えかわってからのものと考えざるを得ない。履中のイザホワケ（あるいは允恭のワクゴノスクネもか）、オシハ王、顕宗のイワスワケなど、いずれも生前の称号であろう。つまり、この時期の王名は（仁賢を例外として）、宮地名もしくは称号・通称（あざな）⁽⁷⁴⁾が伝わっているだけで、諱は伝わっていないとすべきである。例えば我々が履中天皇・反正天皇と呼んでいるのを、日本書紀がイザホワケ天皇・ミヅハワケ天皇とするのも、決して牽強なことではない。

天皇のみならず一般の皇子女も、このころは地名に因むアザナだけが伝わっているのが殆どである。それらも諱ではなく、皇子女がある程度成長して領有するに至った、宮地を示しているであろう。以前述べた如く、その地名が世代を超えて王名に現れる場合は、その地の権益が伝領されたのかもしれない。⁽⁷⁵⁾従って、この時代であれば、古市氏の権益名号論もいくらかは成り立つ余地がある。

しかしながら、継体・欽明以降の皇子女の現在に伝わっているところの名は、諱である。生後間もなく扶養氏族の氏や姓を採ってつけられたものであって、⁽⁷⁶⁾地名ではない。古市氏もこのころに変化があったことは気づかれているが、名前が地名であるとの自説に固執するあまり、私見では非常に苦しい説明をされる。⁽⁷⁷⁾広域地名についてと同様、これも地名ではなく氏族名であれば、何ら難しい解釈をする必要はない。

本稿では、応神朝が部民制の初期であろうことを述べたが、夙に早川二郎氏は次のように記されている。⁽⁷⁸⁾

古墳の築造そのものに直接働いたのはむしろ自由民であったと推定される（中略）何が自由民をかような賦役に徴集する権力を当時の貴族階級に与えたか？「部」民の所有？然り！従って古墳――特にそのやや龐大な前方後円型のもの――開始期こそ「部」民制度の開始期である（中略）而して前方後円墳の極盛期が大体応神・仁徳朝の時代（三五九―四三〇年、改正紀年による）に当たるといふのはほとんど何人も疑わぬところである（中略）「部」

の発生年代を決定すべき第二の方法は大和國家による日本全土の征服の完成年代から見るものである。かかる征服戦そのものが、

特に対朝鮮遠征の如く相当規模のものについては、戦争の足場たるべき食糧の蓄積なくして行われず、而してかかる蓄積を確実にならしめる方法は我が上代史について言う限り「部」民制度を予想せしめるのであるが（中略）高麗（ママ―告井）好太王（三九一―四一二年）時代には明らかに対朝鮮進出が行われていることが知られ（後略）」

本稿とは全く異なる視点から書かれたものだが、参考になる点が多い。部民はいつ、いかにして発生したものなのか、⁽⁷⁹⁾さらに考察を続けていきたいが、ひとまず擱筆する。

附論 国造と名代について

近時、吉川敏子氏は、『氏と家の古代史』を上梓され、⁽⁸⁰⁾その中で稲荷山鉄剣銘の解釈について、新たな仮説を提示されているが、本稿の立場からは首肯できない点が多い。少しく付言する次第である。

吉川氏は、稲荷山古墳の被葬者をヲワケとし、彼は伴造として武蔵に下向したのだとする（そして穴人直の祖となったとの可能性を述べられる）。しかし、これが伴造・国造についての一般の理解と相容れないことは、氏も挙げられている、二つの著名な説話からも明らかである。すなわち、膳臣の祖イワカムツカリが膳大伴部を賜ったという話、そして「内膳卿」膳臣大麻呂が伊甚国造に真珠の貢納を命じている話である。

前者から復原される部民・伴造・国造制のシステムは、膳大伴部という部が設定され、東方の国造がその伴造となり、イワカムツカリがその管掌者となった、という構造である。同じく後者からも、伊甚国

に真珠を貢納する部民があり、国造がその部の伴造で、大麻呂がその管掌者であったということになる。大麻呂は「内膳卿」とあり、記事にも「内膳卿膳臣大麻呂、奉勅、遣使求珠伊甚。伊甚國造等詣京遅晚、踰時不進。膳臣大麻呂大怒收縛國造等、推問所由。國造稚子直等恐懼、逃匿後宮内寢」など見えるように、都にいたことは明らかである。イワカムツカリも伝説上の人物ではあるが、景行の行幸に随従し、大彦の孫で中央豪族膳臣氏の祖であるから（系図に依れば大麻呂の鼻祖）、当然都にいたという設定である。

このことは何も膳臣氏に限ったことではなく、一般に了解されていることと思う。吉川氏も挙げておられる武蔵国人として見える大伴部直や、物部直⁽⁸¹⁾、桧前舍人直⁽⁸²⁾なども、武蔵に設置された品部の伴造になった武蔵国造一族の裔であると考えられる。従って吉川氏が見出された穴人直も、これと同様に武蔵国造の一族であり、ヲワケの下向による氏姓とするのは無理であろう。武蔵国造も元々は、⁽⁸³⁾甲斐国造甲斐直のように、あるいは科野国造科野直のように、⁽⁸⁴⁾武蔵直という氏姓であったと考えられる。それが、部民が設定されその伴造になった際に、甲斐国造の三枝直・伴直・壬生直・小長谷直や、科野国造の他田舍人直・金刺舍人直のように、各種の直姓氏族となったものである。

このようなことは、岡田山一号墳出土鉄刀銘に関して言われるような、額田部連―額田部臣―額田部という構造に典型的である。すなわち【中央豪族】―伴造としての国造―部民―ということになる。額田部臣以外にも出雲には、建部臣・日置部臣・間人臣・丈部臣などが⁽⁸⁵⁾おり、⁽⁸⁶⁾いずれも国造出雲臣氏の一族であるため臣姓であると考えられている。北九州や毛野に君姓が多く、吉備に臣姓が多く見られるのも

同様の現象である。

従って、イワカムツカリや膳臣大麻呂と同様に、ヲワケも中央豪族であり、東方十二国造や伊甚国造の如く、稲荷山古墳被葬者はヲワケの配下だった国造であろう。ヲワケは雄略の治天下を左けていたのであり、地方にいたとは考えにくく、杖刀人首として大王に近侍していたと考えざるをえない。逆に地方の国造が都に来ることもあったことは、著名な磐井の「爲吾伴、摩肩触肘共器同食」という言や、吉備国造の事例に明記されているし、トモとはそのようなものと一般に考えられていよう。稲荷山古墳被葬者も杖刀人として、当然大王の宮に上番した経験のあった国造と考えられる。⁽⁸⁷⁾それはすでに指摘のあるように付近の遺称地名から、武蔵国造笠原直である蓋然性が高いであろう。吉川氏も述べられたように、ヲワケの父ハテヒの名が、後の膳臣氏に見えることからしても、ヲワケの流れは中央豪族と考えざるをえない。⁽⁸⁸⁾吉川氏は慎重であるが、子孫が先祖の名を受け継ぐことは、その間、何百年開いていても、そのような実例は存在する。古いところでは大伴咋と天津彦日中咋、穂積押山と建忍山などがあり、時代が下っても院政期以降の藤原氏など例が多い。⁽⁸⁹⁾但し、斯様に考えた場合、田心(タカリ)・豊韓(トヨカリ)・ヲワケは直系ではつながらず、上代の部分は地位相承と考えるのがよいのではないだろうか。古代氏族の氏上がかなり広い親族範囲を移動していたことは、すでに指摘されているところである。⁽⁹⁰⁾阿倍氏族の継承も、後には別族となる範囲まで及んでいたとしても不思議はない。⁽⁹¹⁾

注

- (1) 古市晃「五・六世紀における王宮の存在形態―王名と叛逆伝承―」(『日本史研究』五八七号、二〇一一年)。
- (2) このことに触れる文章は、論文・著書から、記紀の注釈書などに至るまで、枚挙に遑がない。とりあえず専論として、角田文衛『日本の女性名』(新版)国書刊行会、二〇〇六年)を挙げるに留める。冒頭に本書以前の専論についてもまとめられている。
- (3) 古市氏の新稿「聖徳太子の名号と王宮」(『日本歴史』七六八号、二〇一二年)においても「氏族名に基づく王名は副次的位置にとどまっている」とされるが、以下に述べる如く事實はむしろ逆であろう。なお、論中に戸Ⅱ坂とされるが、坂戸の語の存在からしても首肯し難い。戸とイコールなのは門である(坂門)。
- (4) 以下、六国史は出典を略す。
- (5) すなわち宮の殿舎として史料に見える「小殿」と「安殿」は、相互通用する。
- (6) 但し、嘉祥三年(八五〇)五月壬午(五日)条の檀林皇后の崩伝には「其後未だ幾ばくならずして、天皇誕生す。乳母あり、姓は神野。先朝の制、皇子の生れるごとに、乳母の姓を以て、その名とす。故に神野を以て天皇の諱とす」とあり、浜刀自の他に、実際に神野姓の乳母がいたのかもしれない。あるいは後代の知識による粉飾かもしれないが。なお、嵯峨にはもちろん他にも乳母はいた。大同三年(八〇八)十一月戊辰(廿一日)条に「无位笠朝臣道成に従五位下を授く。道成は皇太弟の乳母なり。特に此の叙あり」と。
- (7) 逆に他の史料に見えなくとも、このころの皇子女名となっている語句は、古代豪族のウジ名と考えてよい。例えば六国史時代に仲野という姓氏は見えないが、仲野親王の存在から仲野氏という豪族がいたと考えられる。『古今著聞集』六(管絃歌舞)に見える右近将曹伴野真行は仲野の誤りであろう。伴野という氏は中世にならないと見えない(信濃国伴野発祥)。仲野氏は十世紀前期(真行とほぼ同時期。やや前)の近衛府の物節(府掌・案主・番長など、ヒラの近衛舎人でない者)・官人(府生)に仲野当(正)連がいるから尚

更である。

- (8) 大同四年(八〇九)九月乙巳(二日)条、および前々注崩伝。他にも延暦十八年(七九九)六月己丑(十六日)条に「從五位下甘南備真人真野(触太上天皇諱故改神為真)」、あるいは大同元年(八〇六)七月戊戌(七日)条「改紀伊国安諦郡、為在田郡。以詞涉天皇諱也」など。但し撰津国雄伴郡については、西本昌弘「菟原・雄伴・八部三郡考」(『菟原II』六一書房、二〇一二年)。
- (9) 阿部氏も次第に安倍と記されることが多くなる。孝謙の諱を憚つてのことではなからうか。
- (10) 藤原伊尹(殷の賢臣)、源伊陟(伊尹の子)、小野傅説(殷の宰相)、藤原諸葛(孔明)など、枚挙に遑ない。嵯峨・淳和の皇子以降の皇族、基経兄弟以降、三平・兼平、師輔兄弟・公季なども、みな史書・経書などに散見する語である。
- (11) すでに先学によって、延暦二年(七八三)二月壬子(五日)条で叙爵されている女官のうちの一人、山宿祢子虫の元のウジ名に因るものであると推定されている。
- (12) 承和二年(八三五)正月己巳(廿三日)条「是の日、左京人右馬寮権大允清友宿祢真岡・散位同姓魚引等に姓を笠品宿祢と賜ふ。其の願に非ざるなり。公家、贈太政大臣橘氏の名を避くるのみ」とあるのが最後ならん。天長十年(八三三)七月癸巳(八日)には「天下諸国、人民姓名及郡郷山川等号、有触諱者、皆令改易」とある。桓武・嵯峨・淳和など、唐風好みによるものであろう。
- (13) いわゆる四字年号時代(吉川真司「聖武天皇と仏都平安京」講談社、二〇一一年)の、その後にくる歴史的特質である。神護景雲二年(七六八)五月丙午(三日)には、「頃見諸司入奏名籍。或以国主国継為名、向朝奏名、可不寒心。或取真人朝臣立字。以氏作字、是近冒姓。復用仏菩薩及賢聖之号、每経聞見、不安于懷。自今以後、宜勿更然」との勅も出ている。
- (14) 吉川敏子氏は、天平勝宝元年(七四九)四月甲午朔条で伊勢大鹿首が賞されているのは聖武の乳母であるからという通説に対し、他に賞されている三国真人・石川朝臣・鴨朝臣ともども聖武の先祖だ

からであることを実証された(「天平二十一年四月甲午宣命に見る聖武天皇の認識―天智朝の画期と自身の血縁―」『続日本紀研究』三六七号、二〇〇七年)。但し、大鹿氏が乳母である可能性は残ると思う。もちろん他の首姓氏族である可能性も排除はしない。

- (15) 皇族以外にも、例えば壬申の功臣に紀臣阿閉麻呂がいる。
- (16) 朱鳥元年(六八六)九月甲子(廿七日)「即誅之。第一大海宿祢菊蒲誅壬生事」、大宝元年(七〇一)三月戊子(十五日)「遣追大肆凡海宿祢龜鎌于陸奥治金」。巨勢・布勢・尾張氏などにも、大海という名の人物がいる。
- (17) 「地名からきた氏の名を称する乳母に養育されたために、地名と一致する名を持つようになると皇子・皇女も少なくなかったと思われる」(直木孝次郎「古代における皇族名と国郡名の関係」はじめに(『飛鳥奈良時代の考察』高科書店、一九九六年))。
- (18) 先に挙げた天武子女の名も、国造や県主を含め、後世まで女官や采女貢進氏族のウジ名として見えるものが多い。
- (19) 森公章「額田部氏の研究」(『歴史学民俗博物館研究報告』八八、二〇〇一年)。
- (20) 従って、飯豊を紀が忍海部女王とするのは、「女王」の用字も含めて訛伝である。飯豊が忍海宮に坐し(忍海部女と呼ばれ)たので、彼女のために置かれた名代は忍海部と呼ばれたのである。記が仁徳皇女を若日下部命とするのも誤りである。
- (21) 古市氏は前掲注1論稿第一章の注9で、春日氏出自の糠子所生の宗賀之倉王、蘇我氏出自の堅塩媛所生の大伴女王の例を挙げて、資養氏族と王名の無関係を説かれるが、私見ではこれこそまさに生母とは別の氏族に出自する乳母がいたことの証である。蘇我倉(山田石川)麻呂の出身氏族や大伴氏が大王家に乳母を出していたことがわかり興味深い。古市氏は生母と資養氏族(乳母)を同一に考えられているようである。七頁では「葛城は大和国葛城郡、大伴は難波の古名と考えた方が理解しやすい」とされるが、後者など私には非常に理解しにくい。
- (22) 穂積陳重『諱に関する疑』(帝国学士院、一九一九年)、『実名敬

- 避俗研究』刀江書院、一九二六年)。
- (23) 従つて、いわゆる「日十大王」説は不成立である。後掲注73本文参照。裕仁天皇も同様。
- (24) 『播磨国風土記』に宇治天皇と見える。
- (25) 八坂入彦や尾張氏については、太田亮「八坂入彦と尾張氏の濃尾移住」(『歴史地理』二五巻五号、一九一五年)。
- (26) 後述のごとく、日本武尊の伊吹山伝説や尾張宮簀媛との関わりも、強ち荒唐無稽なものとはい切れぬ。
- (27) 東京大学史料編纂所データベース、奈良文化財研究所ホームページ。
- (28) 仏教伝来以後は、宮跡が仏寺にされることが見えるようになるが(川原寺など)、それ以前は神社にされることがあった。足一騰宮と宇佐神宮がその初例であろう。
- (29) 美濃と尾張が密接な関係を結んでいたことは、猿投型円筒埴輪の採用など、考古学からも確かめられている。
- (30) 谷上刀婢。谷上は後の田上綱代の地(栗太郡。現大津市南部。瀬田唐橋より数キロ南方)。
- (31) 尾張南部に古墳時代の本格的な到来を告げたのは、志段味古墳群(名古屋守山区(名古屋市北端)。山田郡志談郷の地)で最古と考えられる白鳥塚古墳。白鳥塚古墳は、四世紀半ば頃に尾張で最初に登場した墳丘長100mを超える大前方後円墳で、尾張の最初の王の古墳である(名古屋博物館『尾張氏☆志段味古墳群をときあかす』二〇一二年。鈴木景二氏のご指教による)。
- (32) 尾張大イナギの女子とある。尾張氏族入部以前の豪族であろう。間敷は安閑紀に並記される入鹿屯倉(現大山市入鹿池)の近くに求めるならば、丹羽郡の北端あたりであろうか。春部郡安食郷や海部郡三宅郷とするのには地理的に従えないが、中島郡三宅郷は倭からの道程を考えた場合ありうるかもしれない。
- (33) 丹羽郡は尾張最北部で美濃と接し、大県神社(式内社、尾張二宮)が存す。イナダ根の姉妹がヤマトタケル妃のミヤスヒメ。尾張氏が前注の志段味から南方の断夫山・熱田に移るのは、これより後

- の世代であろう。イナダがヤマトタケルと同時代であることは、仁徳・応神から世代的にさかのほつても確認できるが、これは白鳥塚古墳が四世紀前葉であることも符合する。想像を逞しくすれば、同じく志段味最古の尾張戸神社古墳(円墳)は、イナダの父ヲトヨのものではなからうか。尾張の古墳については、『尾張・三河の古墳と古代社会』(同成社、二〇一二年)。特に瀬川貴文・村木誠両氏の論考参照。
- (34) 足利健亮・金田章裕・田島公「美濃国池田郡の条理」(『史林七〇一三』一九八七年)、田島公「美濃国池田郡の条理」(『安八磨(安八)郡名の由来と「紀(池田)氏系図」所引美濃国池田郡関係史料の検討』(『地図と歴史空間』大明堂、二〇〇〇年)。
- (35) 佐々貴宮から東北に数キロのところに、日本最古級の前方後方墳である神郷亀塚古墳がある。前方後方墳は近江以東の尾張・美濃を中心とした東海の地域連合に特徴的な古墳であると考えられているが、現在でも仁徳の難波高津宮を遠望することのできる、寝屋川市の小路遺跡に前方後方墳があるのは興味深い。
- (36) ミヤヌシヤカヒメと訓む説もあるが、ミヤヂヤケ(カエの音便)ヒメとすべきである。
- (37) 後に、醍醐の国祖母を出して勃興する宮道氏は、今昔物語にも見えるよう宇治郡大領であり、勧修寺近辺が本拠地であったことがうかがわれる。但し、宮道氏はこれ以前より中央官人として六国史にも見え、朝臣への改姓も承和年間のことである。また、宮道列子と藤原高藤の間に生まれた胤子が国母となるのも、偶然による将来の語であり、胤子の配偶者は一源氏に過ぎなかった。
- (38) 鶴鶴や雀を文字通りに解した場合、大ササギでは意味が通じない。地名と解せば、大日下や大泊瀬など(雄(男)朝津間も同種)と同様、何ら異とするに足りない。
- (40) 『書紀』第八段の一書第六に「鶴鶴、此をば娑娑岐と云ふ」とあり、『和名類聚抄』は上野国佐位郡雀部郷に「佐々伊部(倍)」と註し、また雀部が転じて篠目(三河国宝飯郡・篠筥(近江国蒲生郡)となるなど、本来は清音で「ササキ」と訓む。丹波国天田郡の雀部

- 郷は現在佐々木（京都府福知山市北部）で、その近くの但馬国出石郡の佐々伎神社は、中世の雀岐荘、現在の兵庫県出石郡但東町佐々木にあり、摂津国武庫郡雀部郷（尼崎市今北）は中世に大鳥雀部荘となり、『新撰姓氏録』には摂津皇別に佐々貴山君が見える。なお、告井幸男「王名と伝領」（大和を歩く会編『古代中世史の探求』法蔵館、二〇〇七年）において、陵の意としたのは失考であった。
- (40) 仁徳の子履中・允恭もそうである。
- (41) 古市晃「王名ササギについて」（榮原永遠男編『日本古代の王権と社会』塙書房、二〇一〇年）。
- (42) 崇峻は古事記に長谷部若雀とするが、その他の史料では泊瀬部皇子とする。前者は武烈（小長谷若雀）との類似から、稗田阿礼が誤ったのであろう。同様の指摘は『日本思想大系 古事記』（岩波書店、一九八二年）にある（黒羽亮太氏のご教示による）。
- (43) 神功・履中・雄略・清寧・継体・用明など。そもそも磐余・泊瀬と鳥の名がなぜ結びつくのか説明されていない。
- (44) 中世になると隼総別は継体の祖とされる。つまり稚渟毛は実は叛乱を起こした王族だったのだが、継体の即位によってそのことが（隼総別という別人格が創作され、それに負わせることによって）隠されたと考えられる。このことは武烈崩御に際して、応神五世孫のヲホト（継体）より先に、より遠親である仲哀五世孫の倭彦王が迎えられようとしたこととも符合する。また、稚渟毛の子孫（大ホト・小ホト）が忍坂にいたことにも適う。叛乱者の子孫が続く例は珍しくない（サホ彦女孫のハタ根、蘆髮蒲見別子孫の鎌倉別など）。また、雌鳥皇女も同母妹と記される仁徳妃の八田皇女と、同一である可能性もあり得よう。
- (45) 仁徳が難波にいたことを伝える諸説話や、難波天皇などの呼称の残存の広汎性からも、仁徳の宮が難波であったことを否定するのは難しからう。法田坂遺跡の評価を措いても。
- (46) 関晃氏は仁徳先代応神の誉田部を入られるが（『国史大辞典』第十卷（吉川弘文館、一九八九年）の「名代」項など）、管見では出典を知らない。
- (47) 応神天皇五年八月壬寅紀「令諸国定海人及山守部」、『古事記』「此之御世、定賜海部・山部・山守部・伊勢部也」。
- (48) 建部が建王部とも書かれていることは、後世に名代と認識されていたことを示すのみで、それ以上でも以下でもない。雀王部・蝮王部・孔王部などの表記も、その資料が記された時代に、それらが名代と認識されていたことを示すだけであって、記紀伝承と史料価値は等しく、名代設置の同時代史料とは扱えない。
- (49) 倭讀が応神・仁徳・履中のいずれにせよ、出兵のあった四世紀末は、それより二・三代まえにならうから、神功・応神期に対応しよう。紀年をそのまま信ずるわけにはいかないが、履中に比べ仁徳・応神（神功）朝が長かったという程度の事実は反映しているのではなからうか。その点で笠井倭人『古代の日朝関係と日本書紀』（吉川弘文館、二〇〇〇年）の有記事年のみによって構成する紀年論は興味深い。古代メソポタミアにおいても、数字による年代表示の前は、具体的事件名で王年を表したことが知られている。その年を何と名付けるか（王が某国を攻めた年、誰々と結婚した年、など）が宮廷史官の重要な仕事であった（S. ダリイ著・大津忠彦、下釜和也訳『バビロニア都市民の生活』、同成社、二〇一〇年）。雄略朝が干支暦への転換期であるから（鎌田元一「暦と時間」（上原真人他編『列島の古代史 ひと・もの・こと』第7巻、岩波書店、二〇〇六年）、岸俊男「画期としての雄略朝」（『日本古代文物の研究』塙書房、一九八八年）、それ以前は具体的な事件名で年代は伝えられていたことであらう。
- (50) 古事記が田井中比売のために置いたとする河部は、名称からしても（山部や海部との同類性）名代ではないと考える。
- (51) 継体前紀に、彦主人は「近江国高嶋郡三尾之別業」にいたとあるから、近江宅は別業であって、本居はあくまで倭の忍坂であった。
- (52) 実例は「三河国八名郡主帳外従八位上若日下部首統忠」（『類聚符宣抄』巻七 長保三年五月二十九日太政官符）など。
- (53) 摂関期の近衛官人（府生から将監）に公友、院政期の官人（堀河朝の将曹）に季友がいる。

- (54) 岸俊男「光明立后の史的意義」(『ヒストリア』二〇号、一九五七年)
- (55) 告井前掲「王名と伝領」。
- (56) 実例も六国史に僅かに三例(日本後紀の時代に二例、続日本後紀に一例)見えるのみ。
- (57) すなわち大日下は反正(倭王珍)朝において、最有力な皇族であった。倭王珍すなわち反正が平西將軍に除せうとした倭隋は、大日下ではなからうか。但し隋の字義からは、足の悪かった允恭の可能性もある。しかしその場合、允恭は即位後(新羅人によつて治療されたためか)済へと对中国用の名を変えたことになる。日下が倭から見て西に位置する(山西カハチ)ことから、やはり大日下の可能性が高からう。なお古市氏は反正と允恭を兄弟と認めないが、兄弟や迭立系統で政策が異なることは、南北朝を引き合いに出すまでもなく、何ら怪しむに足りない。三十余国の寄り合い所帯だった時代ならまだしも、このころに血縁を別にする複数の王族がいたとは考え難い。なお、司馬の曹達は襲津彦であらう。
- (58) 根使主所有だったもののみゆえ、後世の所見が僅少なわけである。
- (59) 日本書紀は雄略朝になってからのこととするが、宋書が世子興とするのもあるいはそれ故か。
- (60) 雄略天皇十九年三月戊寅(十三日)紀に「詔置穴穗部」。
- (61) 日本書紀に雄略が置いたと記す川瀬舎人・川上舎人は、前者が後の田上綱代の前身、後者は吉野川上宮の所属、とする通説に従い名代とは見做さない。
- (62) 白髪が磐余の地名であることは、夙に津田左右吉が推論している(『上代の部の研究』、『日本上代史研究』、一九三〇年)。
- (63) 狩野久「部民制—子代・名代を中心として—」(『講座日本史—古代国家』、東京大学出版会、一九七〇年)。安閑天皇元年十月甲子(十五日)紀の伴金村の奏に、「夫れ我が国家の天下に王たるは、有嗣と無嗣を論ぜず、要須らく物に因りて名を為さんと」と。
- (64) 『播磨国風土記』に「市辺天皇命」とある。
- (65) 顕宗・仁賢兄弟の発見に来目部小楯が関わっているのも、故あることか。
- (66) 物部氏が石上氏になるのは七世紀のことであるから、石上部が豪族石上氏の部ではありえない。仁賢紀に「石上部舎人」とあれば尚更である。また、雄略の長谷部(大長谷部ではなく)に対して、武烈の小長谷部というのは、日下部・若日下部(そして大日下部)についての前述拙論の傍証にならう。
- (67) 紀が「尊」と記し、『扶桑略記』『紹運録』が「飯豊天皇」とするのも故あることだらう。
- (68) 用明の名代が行田部であることは、近時田島公氏の研究によつて明らかになった。田島氏「古代科野の宮号舎人氏族—金刺舎人氏・他田舎人氏・久米舎人氏—」(『飯田市歴史研究所年報』八、二〇〇九年)。生駒が行馬と書かれることも、私見では傍証にならう。桜井部については川尻秋生「桜井舎人部」考(『日本歴史』六六一、二〇〇三年)。
- (69) 『古事記』垂仁段の伊(登志)部などもその例である。
- (70) 石上部や三枝部の設置記事を載せながら、名代とは明記していないのも、諱との不一致により、名代と断定できなかったからであらう。
- (71) 前述のごとく、雀部・宇治部とともに、大山守のための名代も置かれたはずである。それは名代であることが言われながらも、これまでの研究で解釈の定まっていない春日部ではなからうか。額田・宇治・ササキがヤマト北部・北方にあることから、大山守の宮が春日にあってもおかしくはない。近年の春日宮に関する論考として、竹内亮「春日寺考」(『古代中世史の探求』法蔵館、二〇〇七年)。
- (72) 山城筒城王の子の迦邇米雷王は、迦邇番田王の訛であらう。彼を祀る朱智神社は、蟹幡のほほ数キ口真西である。
- (73) 耳皇子については、榮原永遠男氏は若狭耳別のウジ名を負うものとする(『興道寺廃寺の規模と関係氏族』、『ここまで分かった! 興道寺廃寺』美浜町教育委員会、二〇一一年)。あるいはそうかもしれないが、坂田耳子王(郎君)も同様であらうか。耳別は若狭国三方郡耳郷を本拠として、三方郡一帯を支配していた豪族であるが、

東には敦賀国造、西には若狭国造があり、令制では若狭国に統合され、若狭国衙は若狭国造の本拠地遠敷郡に置かれ、また三方郡衙も三方郷に置かれ(郡名も三方郡となり)、弥美神社・獅子塚古墳・興道寺廃寺・同窠跡を残しながらも、令制以降には次第に振るわなくなっていた。

(74) この点、拙稿「王名と伝領」の叙述は不正確であった。なお、このことは夙に田中卓氏が述べられていることを知った。『古代の住吉大社』(続・田中卓著作集2。国書刊行会、二〇一二年)。

(75) 前掲「王名と伝領」。

(76) 元慶七年(八八三)十一月十日癸酉条からもうかがわれるごとく、乳母子と皇子は異常なほどに近い関係にあった。命名の際にその姓が採られたのも蓋し当然であろう。

(77) 古市氏論稿第三章第二節。

(78) 「上代における「部」その内容、意義及び歴史」(『歴史科学』4・11~12、5・2~3、一九三五~三六年。のち『日本古代史の研究』(白楊社、一九四七年)・早川二郎著作集「第二卷、未来社、一九七七年」所収)。肥後和男氏も「応神仁徳両朝雜観」(『日本歴史』一八四号、一九六三年)において、応神朝の対外戦争により、族制集団の結合が強まり、仁徳朝はそれを内政・土木に向けたと論ずる。なお早川氏は「公民はただ彼らの共同社会のうちに於てのみ彼らの労働奴隷に対する支配力を所有してをり、そのために公共団体財産の形態に拘束されてゐる。公共団体財産なるものは活動的な公民の共同の私有財産であつて、これらの公民は奴隷に対する関係上この自然発生的な聯合の仕方のうちにとどまることを余儀なくされてゐる」とも記されるが(2)「部」の制度発生の背景、における「ドイチェ・イデオロギー」引用部分)、鎌田元一氏による「部の二面性」(諸豪族がカキを所有しえたのは、彼らが大王の臣僚として、朝廷内に一定の地位と職掌を有したことによる。諸豪族は大王への従属・奉仕を前提として、それを支える基盤としてのカキの所有を認められた)、「大王による国土の統一」(『律令国家史の研究』塙書房、二〇〇八年)といった議論と通ずるところがある。

(79) 輕部を輕島豊明宮にいた応神、磐余部を磐余若狭宮にいた神功皇太后、建部を倭健、などと考えていけば、創始時期はさらにさかのほるかもしれない。垂仁朝の川上伴や諸々の部の設置記事も捨てがたいが、今は暫く措く。鎌田元一氏はトモ制について「その始源は古く、恐らく王権の発生と同時にまで遡る(中略)決して五世紀に至って初めて成立しうるような性格のものではない」と述べられる(前注書)。

(80) 塙書房、二〇一三年十月二十日刊行。

(81) 『続日本紀』卷廿九神護景雲二年(七六八)七月壬午(十一日)条。

(82) 『続日本後紀』卷九承和七年(八四〇)十二月己巳(廿七日)条。

(83) 鈴木正信「甲斐国造の「氏姓」に関する再検討」(『日本史研究』五八四号、二〇一一年)。

(84) 関見「科野国造の氏姓と氏族的展開」(『信濃の歴史と文化の研究』第二卷、一九九〇年)。

(85) 神門臣や、武蔵における笠原直のように、地名を負ったものも同様である。

(86) また、同じウジで首姓のものも多く見え、より正確には【中央豪族】—【国造(伴造)】—【村落首長クラス(首姓(など)の伴造)】—【部民】、という構造になっていたとされる。

(87) すでに言われているように、『続日本紀』卷二八神護景雲元年(七七七)十二月壬午(六日)条「武蔵國足立郡人外從五位下丈部直不破麻呂等六人賜姓武蔵宿祢」とある、丈部直が関連する氏族であらう。

(88) 膳氏は後に高橋氏となる。ヲワケの祖父・曾祖父の名が、「カシハデ」「タカハシ」と読みうるという説も、決して無視しえないものである。

(89) 師実・師通は師輔から、忠実・忠通は忠平から、良通・良経は良房から、基実・基房らは基経からなど。あるいは勸修寺流の説孝(撰閑期)の子孫に、鎌倉時代になってから「説」字を負うようになるものが見えるなど。

(90) 井上光貞「カモ県主の研究」(『日本古代国家の研究』岩波書店、一九八五年)、義江明子『日本古代系譜様式論』(吉川弘文館、二〇〇〇年)。

(91) 下総国戸籍の孔王部などに顕著なように、名代などの部民は地域的に設定される。なお、国造・名代・県主諸制の先後関係については、『京都府の歴史』(山川出版社、二〇一〇年)二五頁(吉川真司執筆)を参照。